

指定管理者候補者の選定結果について

1 対象施設

名 称 飛驒市桜ヶ丘体育館、飛驒市釜崎社会体育館、飛驒市サン・ビレッジ神岡、飛驒市坂巻公園野球場

指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

2 申請団体

M A S K
一般社団法人飛驒シューレ

3 選定の経過（飛驒市指定管理者選定委員会開催日）

令和4年度第3回指定管理者選定委員会 令和4年11月10日（木）
申請団体面接、資格等、基準、提案内容に係る審査

4 選定方法

申請団体から提出された書類の審査及び団体代表者の面接を行い、飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第272号）第3条の規定による審査基準に基づき、委員長を除く5名の選定委員による採点を行い、その平均点をもって当該団体の得点とした。この結果を踏まえ、委員会において協議し、総合的な判断で候補者を決定した。

5 選定結果

指定管理者候補者 M A S K

【飛驒市指定管理者選定委員会審査集計表】

審 査 項 目	配 点	候補者	B
1 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。	(5点)	(3.40)	(3.20)
① 施設の利用にあたり、利用者の便宜を一層図るべく工夫を行っていること。	5	3.40	3.20
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	(35点)	(24.40)	(22.60)
① 利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。	10	7.00	6.40
② 利用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。	10	7.20	6.80
③ 管理運営の基本方針や運営面の方策が公の施設の目的、関係法令と整合性が図られたものであること。	5	3.60	3.20
④ 地域住民等との協働の効果を活かした運営が期待できること。	10	6.60	6.20
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。 (表7付表を添付)	(20点)	(14.00)	(13.60)
① スタッフの配置及び教育が充実していること。	10	7.00	6.40
② 業務処理を安定して行うための能力を有していること。	10	7.00	7.20
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	(20点)	(3.80)	(3.60)
① 市が支払う管理費用の総額が安価であること。	15	15.00	14.46
② コスト縮減の方策が適切であること。	5	3.80	3.60
5 スポーツを通じた地域の活性化と交流促進を総合的に推進するための拠点として環境を整備・充実させるものであること。	(20点)	(14.00)	(14.60)
① 市民がスポーツに関心を持ち、誰もが自由にスポーツ活動に参加できる環境を整備する提案がなされていること。	10	7.20	7.80
② 市民が取り組む競技スポーツにおいて選手、指導者育成に関する提案がなされていること。	5	3.20	3.60
③ 市民の交流の場としての利用促進に関する有効な取り組みが提案されていること。	5	3.60	3.20
合 計	100点	74.60	72.06

※ 合計は端数処理の関係で一致しないことがある

※ 各申請者は得点順に掲載している

※ 委員長は採点に加わっていない

6 選定委員会委員

No.	職 名	選 出 区 分
1	委員長	飛驒市副市長
2	副委員長	飛驒市総務部長
3	委員	高山市市民活動部スポーツ推進課長
4		郡上市教育委員会事務局スポーツ振興課長
5		白川村教育委員会事務局長
6		中学校運動部活動地域移行推進事業地区担当研究調査員（飛驒地区）

指定管理施設「飛驒市桜ヶ丘体育館、飛驒市釜崎社会体育館、飛驒市サン・ビレッジ神岡、
飛驒市坂巻公園野球場」に係る応募内容審査結果内訳表

審査日：R4.11.10

審査項目		配点						平均
			A	B	C	D	E	
M	1 施設の平等利用	(5点)	4.00	3.00	4.00	3.00	3.00	3.40
	2 施設の効用発揮	(35点)	30.00	21.00	27.00	20.00	24.00	24.40
A	3 管理能力を有すること	(20点)	17.00	12.00	16.00	11.00	14.00	14.00
S	4 管理経費の縮減	(20点)	20.00	19.00	19.00	18.00	18.00	18.80
K	5 地域活性と交流促進を推進する拠点として環境の整備・充実	(20点)	15.00	12.00	16.00	14.00	13.00	14.00
	合計	(100点)	86.00	67.00	82.00	66.00	72.00	74.60
B	1 施設の平等利用	(5点)	3.00	3.00	4.00	3.00	3.00	3.20
	2 施設の効用発揮	(35点)	26.00	20.00	25.00	19.00	23.00	22.60
	3 管理能力を有すること	(20点)	15.00	13.00	14.00	11.00	15.00	13.60
	4 管理経費の縮減	(20点)	18.46	17.46	17.46	17.46	19.46	18.06
	5 地域活性と交流促進を推進する拠点として環境の整備・充実	(20点)	17.00	13.00	15.00	15.00	13.00	14.60
	合計	(100点)	79.46	66.46	75.46	65.46	73.46	72.06

※上記表の順番は 前ページの「6 選定委員会委員」の順番とは異なる

※委員長は採点に加わっていない